



## 「タラシ」関係系譜についての再検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007738">https://doi.org/10.24729/00007738</a>

# 「タラシ」関係系譜についての再検討

黒田 達也 \*

The Review of the Genealogy of the Names having "TARASHI (帶・足)"

KURODA Tatsuya \*

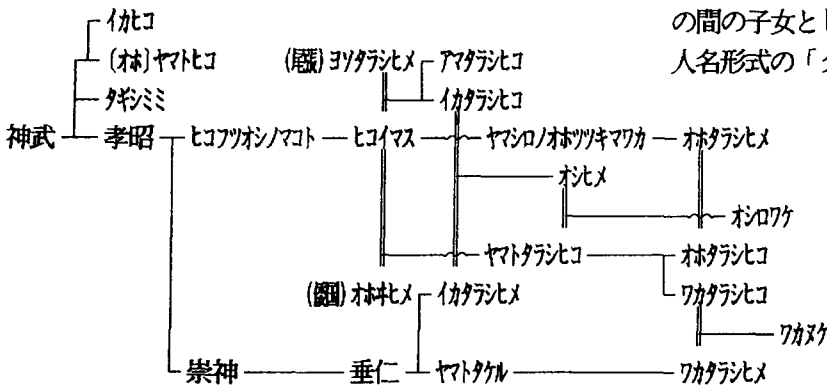
## 要 旨

『古事記』『日本書紀』に伝えられる「タラシ(帶・足)」を有する人名については拙著『古代の天皇と系譜』で取り上げ検討を加えた。しかし、それは継体～敏達を中心とする系譜を基に復元したものであり、系譜の形成過程を必ずしも視野に含めたものではなかった。再考の結果、他の人名形式の者の場合と同様、「タラシ」人名についても、継体段階、欽明～敏達段階、「天皇記」段階を経て、『記』『紀』に伝えられるものになったことが想定されることになった。

### はじめに

拙著『古代の天皇と系譜』(校倉書房, 1990年刊, 以下「前著」と表記)で、「タラシ」を名に有する者について、概略〔第1図〕の如く系譜を復元した。当系譜の一部に変更を要することは既に別の拙稿で述べたが、重要な位置にあったにもかかわらず、生母が明確になっていない者も存在する。本稿では「タラシ」と他の人名形式の者との関係を主な手がかりとして、「タラシ」関係系譜についての復元検討を進めることにしたい。

〔第1図〕



### I オホタラシヒコとオシロワケ

前著で、オシロワケをヤマトタケルの子で、ヤマトタラシヒコの兄イカタラシヒコと垂仁皇女イカタラシヒメ

との間の女であるオシヒメの所生と考えた。オシロワケをオシヒメ所生とした理由は、オシヒメが、孝霊の生母とされていることから、大王ないしはそれに準ずる者の生母とされていたことが考えられること、オシロワケと「オシ」を共有していることである。しかし、その一方、オホタラシヒコとオホタラシヒメとが夫妻とされていたことが想定されるにもかかわらず、その間の子女に位置づけられるべき者が未だ不明である。

オホタラシヒコと男女の対をなすオホタラシヒメはオキナガタラシヒメの原型であり(塚口義信, 1980年), その所生として誰か重要な者が位置づけられていたとみるのが自然である。「タラシヒコ」と「タラシヒメ」との間の子女として造作された者に最も相応しいのは同じ人名形式の「タラシ」を有する者であろう。現系譜の世代関係からすれば、景行皇子とされるワカタラシヒコ(成務)が良さそうであるが、前著で述べたように、「大」と「若(稚)」とで対応する人名は、親子の関係で伝えられているのは景行と成務だけで、兄弟姉妹の関係が多いのであるから、本来オホタラシヒコとワカタラシヒコは兄弟とされていたとみるべきである。オホタラシヒコとオホタラシヒメとの間の子女として相応しい「タラシ」を称する者は見当たらないようである。

オホタラシヒメが神功の原型であり、「天皇記」段階でオシロワケ(ホムタノオシロワケ)はオシロワケ(但しオホタラシヒコと合体してオホタラシヒコオシロワケ=景行)・ホムタワケ(応神)・オホサザキ(仁徳)に分立され、応神は景行皇子とされた(前著)のであるか

1998年 4月 9日 受理

\* 一般教養科 (Department of Liberal Arts)

ら、オホタラシヒメ所生のオホタラシヒコ子としてオシロワケが位置づけられていたという想定は可能であろう。オホタラシヒコ・オホタラシヒメの子としてオシロワケは相応しいが、この想定の一つの前提は分立された応神がオホタラシヒコを原型の一つとする景行の皇子とされていたとみられることであるから、「天皇記」段階で応神がオホタラシヒメ所生とされていたということも当然想定される。しからば、オホタラシヒコがオシロワケと合体された事情やオシメ所生として本来位置づけられていた者が問題となるが、前著で「天皇記」段階の応神の生母として想定したヤサカノイリヒメの所生子女について先ず検討しなければならない。

前著で、ヤサカノイリヒメは欽明～敏達段階では垂仁妃でイホキノイリヒコ・タカキノイリヒメの生母とされ、「天皇記」でその所生としてイホキノイリヒコとともに応神が位置づけられたとした。それは応神の生母として相応しいのは皇族であり、現系譜でヤサカノイリヒメは成務の生母とされていることに基づくが、この想定ではオホタラシヒコと対をなすオホタラシヒメは、景行后妃とされていたとしても、所生子女に問題を残す。成務も、オホタラシヒコの弟に相応しい名であるから、本来ヤサカノイリヒメと関係する者ではない。ヤサカノイリヒメが応神の生母として位置づけられていなかったとすれば、それが景行后妃とされた理由は他に求められなければならない。オシロワケ妃であったタカキノイリヒメが景行皇女とされていることに注目したい。タカキノイリヒメ等を応神后妃とするために、その生母ヤサカノイリヒメが景行后妃とされたと考え得るからである。タカキノイリヒメは欽明～敏達段階で雄略等の父とされていたムカタノオホナカツヒコの生母であるから、ヤサカノイリヒメは、タカキノイリヒメの生母ということだけでも、重要な位置にあると言い得るのであり、大王ないしそれに準ずる者の生母として必ずしも位置づけられる必要はないように思う。

しかし、成務がこのようなヤサカノイリヒメの所生とされた事情が問題である。成務はオホタラシヒコを原型の一つとする景行の弟として位置づけられていても問題はない。成務が景行皇子とされたことについてはオホタラシヒコとの関係の他に何らかの事情があったと考えられる。成務が応神・仁徳よりも前の世代に位置づけられていることは、応神・仁徳が成立した「天皇記」段階で、成務がそれら以前の世代の者とされていたことを推測させるのであり、『記』『紀』編纂段階で成務が景行皇子に変更されたとみられる。この段階でも、景行との関係だけでは成務が景行皇子とされる必要性は見出し得ない。ヤマトタケルが景行皇子とされたのは、垂仁から皇統が一時的にはあれ、景行系とヤマトタケル系に分かれる

かたちであったのを一系にまとめるためとみられる。成務とヤマトタケルは同時期に景行皇子とされたということである。この際にヤマトタケルはヲウスと合体されて吉備系の女所生の景行皇子として位置づけられ（後述）、成務はオホタラシヒコの同母弟であったので皇族たるヤサカノイリヒメ所生とされたとみられる。成務が景行の弟のまま位置づけられれば、皇位は景行から弟成務へ、成務から景行の孫仲哀へ移ることになり、景行皇子が飛ばされるので不自然である。これが成務が景行皇子とされた原因ではなからうか。

オホタラシヒコとオシロワケとが父子とされていたとすれば、これらが合体された理由はどのように考えられるか。和珥氏系系譜の変改であることは言うまでもないが、一方でオシロワケから応神・仁徳が分立されていながら、敢えて父子が合体された理由である。先ず想定されるのは、オシロワケ妃とされていた者が代代的に少なくともオホタラシヒコと同世代の者の妃とされる必要があったということである。これは天皇（大王）ないしそれに準ずる者の位置づけの変更に伴い、妃のそれが変改されたとみられるものが知られることによるが、この場合、その妃の出自がそれだけ高貴であったとしなければならない。オホタラシヒコとオシロワケとが合体された景行の後妃と伝えられる者で高貴な出自の者はヤサカノイリヒメだけであり、これは景行妃とされる前は垂仁妃であったので、この想定は不可である。

やはり、オホタラシヒコ・ワカタラシヒコと同様の「タラシヒコ」を有するアマタラシヒコとヤマトタラシヒコは崇神より前の存在とされたように、和珥氏系の「タラシヒコ」関係系譜が蘇我氏系によって変改されていることに注目すべきであろう。オホタラシヒコの役割・位置づけの変改ないし否定ということであるが、オホタラシヒコとワカタラシヒコが崇神以前に架上されなかったことについてはどのように考えられるか。オホタラシヒメは『風土記』で朝鮮征討を行った者として現れるが、この伝承はオキナガタラシヒメの伝承の原型とみられるので、オホタラシヒメは欽明～敏達段階の王統譜で重要な位置づけにあったとしなければならない。このようなオホタラシヒメと、それと対をなすオホタラシヒコとが崇神以前に架上されなかったのは当然とも言い得る。オホタラシヒコを変改するために子たるオシロワケと合体したことが考えられる。ワカタラシヒコが架上されなかったのはオホタラシヒコとの関係によるのであろう。

このように考えると、オシロワケ（ホムタノオシロワケ）の分立の事情は、和珥氏系系譜の変改と関わることは勿論であるが、単にそれだけではないことになる。オシロワケがオホタラシヒコと合体されたことによって、元のオシロワケの位置にホムタワケが分立されて位置づ

けられたとみられる。しからば、オホサザキが武烈の名ワカサザキとの関係で造作された理由も和珥氏系系譜の変改と関係することには違いないが、それ以外にも理由があってしかるべきである。仁徳后妃として伝えられるのは葛城氏系イハノヒメ・日向系カミナガヒメと仁徳の異母姉妹ヤタノイラツメ（ヒメミコ）・ウチノワキイラツメである。後二者には所生子女が伝えられないが、これは、本来、ヤタがオシロワケの同母兄（前著）、ウチノワキイラツメは仁賢皇女アカミの通称であった（黒田、1996年b）ことに対応する。仁徳后妃とされる者でオシロワケ妃とされていた者が豪族出自であることは仁徳の特異性を示す。豪族出自の後妃しか有さないのは崇神以後では仁徳と武烈だけであるからである。仁徳は豪族出自の生母を持つ大王イザホワケ・ミヅハワケ等の父として造作されたことが考えられるのではなからうか。皇族系の所生子が兄弟として位置づけられているならば、イザホワケ等葛城氏系（とされた者）は傍流となるのであり、仁徳を造作し、その子女を葛城氏系所生と日向系所生とすることで、葛城氏系大王の正当性を根拠づけようとしたとみられる。

さて、以上のように、オホタラシヒコとオホタラシヒメとの間の子としてオシロワケが位置づけられていたと考えられるとすれば、オシヒメ所生とされていた者として誰が想定されるであろうか。オシヒメはイカタラシヒコとイカタラシヒメとの間の女で、イカタラシヒコの異母弟ヤマトタラシヒコの妃であり、この関係は欽明と宣化・イシヒメ（イハノヒメ）との関係の反映が想定される（前著）のであるから、オシヒメ所生子女はヤマトタラシヒコの子とされていたと考えられる者の中でも重要な位置にあった者とみななければならない。オシヒメは、現系譜で孝霊の生母とされていることからして、孝霊の原型〔オホ〕ヤマトネコとヒコフトニのいずれかの生母とされていたとみるのが良さそうである。後者はヒコイマスの子でヤマトタラシヒコの異母兄弟であるヒコオスの子として位置づけられていたとみられる（黒田、1996年b）ので、〔オホ〕ヤマトネコがオシヒメの所生とされていたことが考えられる。また、ワカヤマトネコも、〔オホ〕ヤマトネコと兄弟の対をなす名であるので、同様である。

## II ヤマトタケルとヲウス

ヲウスは、ヤマトタケルとの合体後に景行皇子とされていることからして、「天皇記」段階でも同様に位置づけられていたとみるのが良いとすれば、欽明～敏達段階ではオホタラシヒコとオシロワケのいずれかの子とされていたとみられる。そこで次に、ヲウス及びオホウスの

位置について検討することにしたい。

オホタラシヒコとオシロワケとが合体された景行には地方（畿外）豪族出自の後妃が多く、『記』『紀』に共通するハリマイナビノオホイラツメ・イナビノワカイラツメ・日向ミハカシヒメの他、『紀』には三尾氏ミヅハノイラツメ・日向カミナガオホタネ・襲タケ〔ル〕ヒメが伝えられる。三尾氏出自の妃は三尾氏系の継体妃が反映されたものであり（前著）、日向系と襲系の妃は景行が九州を平定したという『紀』の伝承との関係が想定される。景行の親征の原因として記されているのは熊襲の反乱であるが、これは仲哀の親征の場合と同一である。仲哀が神の怒りにふれて死んだ後、その皇后神功が朝鮮征討を行った。神功＝オキナガタラシヒメの原型オホタラシヒメが景行の原型の一つオホタラシヒコと男女の対をなす人名であることからすれば、オホタラシヒコの九州（熊襲）平定とその死後のオホタラシヒメの朝鮮征討とを両説話の原型として想定することが可能であろう。オホタラシヒコとの関係で景行紀の説話が、オホタラシヒメとの関係からそれが改作されたオキナガタラシヒメの夫仲哀に関わる説話が、それぞれ成立したと考えられるのである。しからば、地方豪族を妃としたのは、オシロワケではなく、九州を平定したとされていたオホタラシヒコであったとみられるのであり、吉備系の女所生のヲウスやオホウスもオホタラシヒコの子として位置づけられていたと考えるのが良いと思われる。ヤマトタケルが垂仁皇子、ヲウスがオホタラシヒコの子、というのがそれぞれの本来の位置である。

ヲウスと合体されたヤマトタケルの生母はワカタケキビツヒコの女ハリマイナビノオホイラツメ（『記』・『紀』本文）やイナビノワカイラツメ（『紀』一云）と伝えられるが、この二女は本来「〔ハリマ〕イナビノイラツメ」の如き名で一人であったのが分立された者と考えられる（黒田、1995年a）。別稿で述べるように、本来のヤマトタケルの生母が『紀』でヤマトタケルの女とされるヌノシノイリヒメとされていたと想定されるので、「イナビノイラツメ」がオホウス・ヲウスの生母とされていたとしなければならない。ハリマイナビノオホイラツメは、地方豪族出自でありながら、『紀』に皇后として現れる。地方豪族出自で皇后となっているのはこれのみであるが、それはヤマトタケルの生母とされたことによるとみられる。ヤマトタケルも、その原型雄略が吉備族の女を妃としたことが反映され、吉備系の女を妃としたとされている（前著）ので、ヤマトタケルとヲウスの合体の事情の一つを吉備族との関係に求め得る。しかし、オホウスとではなく、弟ヲウスと合体されていることについては説明を要する。

オホウスは『記』ではヲウスに殺され、『紀』では東

国・蝦夷平定の使者としてヤマトタケルから天皇に推薦されたが草中に逃隠したため美濃に封じられたとある。いずれの所伝にしても名誉なものではないが、『紀』の説話は全体に亘ってヤマトタケルの勇猛さを誇示するような造作に満ちており、『記』の方に本来性を感じる。兄が弟に殺されたという伝承は、タギシミミと緩靖、オホヤマモリとウチノワキイラツコ、スミノエノナカと反正、サカヒノクロヒコ・ヤツリノシロヒコと雄略にも見られるが、いずれも王統譜の改作・造作によるもので史実とは見なし難いものである。一方、安康は仁徳皇子オホクサカの子マユワに殺されたと伝えられるが、実際は弟雄略に殺されたと考えられる(黒田, 1995年b)。この史実がオホウス・ヲウスの『記』の所伝に反映されているとみられるのではなからうか。

### Ⅲ オホタラシヒコ生母の系譜

オホタラシヒコはヤマトタラシヒコの子とされていたことは考えられるが、その生母は未だ想定し得ていない。オホタラシヒコを原型の一つとする景行がヒバスヒメ所生とされ、景行のいま一つの原型オシロワケがオホタラシヒメ所生であることからすれば、ヒバスヒメをオホタラシヒコ生母と考えることが可能であろう。景行の成立によってオホタラシヒコの生母がそのまま景行の生母とされたとみるのである。検討すべきはヒバスヒメの父母に関わる系譜である。ヒバスヒメはタニハノヒコタタスミチノウシ(『記』)・タニハノミチノウシ(『紀』)の女と伝えられるが、タニハノヒコタタスミチノウシはタニハノミチノウシとヒコタタスとが合体された者、『紀』のタニハノミチノウシも、名は合体されたものでは

ないが、系譜上の位置は合体されたものであり(黒田, 1991年)、ヒバスヒメが両者のいずれの女とされていたかが問われるからである。そこで、タニハノ〔ヒコタタス〕ミチノウシ(以下「ミチノウシ」と記す)の系譜について検討しよう。

ミチノウシの子女については、表のように、幾つかの所伝がある。男子を伝えているのは開化記の系譜だけで他には見えないが、他は垂仁の後妃に関わる伝承であるから、見えないのは当然のことでもあろう。

垂仁記のサホヒメの言中に現れるエヒメ・ヲトヒメは実名と考えられないことは言うまでもない。前著ではこれらがそれぞれヌバタノ(二)イリヒメとアザミノ(二)イリヒメに当たると想定した。その論拠の概略は、両者が「イリヒメ」であることにおいて共通すること、ヒバスヒメは長女で垂仁后とされているが、その妹で『記』『紀』に共通して垂仁妃とされている者は二人の「イリヒメ」以外に知られないことである。そこで、ヌバタノ(二)イリヒメとアザミノ(二)イリヒメをミチノウシの女として位置づけ、開化記にこれら二女が見えないことについては、開化記の系譜が後代に形成されたもので、何らかの事情によってヒバスヒメ等に本来の位置を譲ったことによると考えた。ヌバタノ(二)イリヒメとアザミノ(二)イリヒメが古くから垂仁妃とされていたという想定は、それらが垂仁と「イリ」を共有していることから、慨然性が大きいと思う。しかし、ミチノウシの女として位置づけられる系譜は、ミチノウシがヒコタタスとタニハノミチノウシとが合体したものであるため、検討しなければならない。

垂仁后妃とされるミチノウシの女では、サホヒメの言中に見える系譜を除く四所伝において、「イリヒメ」と実態のないヲトヒメ以外では、ヒバスヒメは全所伝に、

マトノヒメは三所伝に、ウタゴリヒメは一所伝にのみ、それぞれ現れている。マトノヒメが現れないのは垂仁記の後妃子女の条であるが、これはマトノヒメが妃とされずに丹波へ返送された(その途中で自殺)ことに対応することは言うまでもない。ウタゴリヒメは「四女喚上」説話にしか見えず、マトノヒメとともに返送されている。また、タカノヒメをミチノウシの女とするのは『紀』のみであるが、『記』の各所伝に現れず、『紀』でも垂仁妃とされず返さ

ミチノウシの子女(\*は后妃とされなかった者)

開化記	垂仁記			垂仁紀
	后妃子女条	淋説論評	四女喚上条	
比婆須比売命	氷羽州比売命 沼羽田之入毘売命	兄比売 弟比売	比婆須比売命	日葉酢媛命 淳葉田瓊入媛
弟比売命			弟比売命 歌凝比売命* 円野比売命*	
真砥野比売命 (親説論崩)	阿那美之伊理毘売命			真砥野媛 薊瓊入媛 竹野媛*
朝廷別王				

れた（途中で自殺）とあることは開化妃とされていることと関係する（黒田，1991年）。

『記』の説話の中で垂仁に喚上されたミチノウシの女が四人であることは、数的には、『紀』がヒバスヒメ・ヌバタニイリヒメ・マトノヒメ・アザミニイリヒメの四女を后妃としていることに一致する。また、エヒメ・ヲトヒメという抽象的・通称的な人名以外でミチノウシの女として伝えられているのは計六人であるが、「イリヒメ」の二女を除けば、ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・マトノヒメ・タカノヒメの四女となる。ミチノウシの女の数は四人という数と何らかの関係があることが想像される。しかし、この場合は、ヲトヒメを如何に考えるべきかが先ず問題となる。

「四女喚上」説話におけるヲトヒメは、タカノヒメが開化妃とされたことに伴って、その代わりとして位置づけられた者とみることとも可能のようではある。しかし、開化記のヲトヒメの場合は、本条にはタカノヒメだけではなくウタゴリヒメも登場していないのであるから、「四女喚上」と同様に解し得るとは断じ難い。ヲトヒメの姉としてのエヒメに該当する者としては、系譜上、ヒバスヒメしか想定し得ない。マトノヒメは、開化記では、ヲトヒメの姉に位置づけられているが、垂仁記では皇妃とされなかったとあり、垂仁記でも妃ではあっても所生子女が伝えられていないのである。ヌバタノ（二）イリヒメとアザミノ（二）イリヒメのいずれかをヲトヒメに当てることも、それら自体が「エヒメ」「ヲトヒメ」と通称的に表現されてしかるべき者であるから、無理が伴うと思われる。『紀』編者は、サホヒメの言中のエヒメをヒバスヒメと考えたが、ヲトヒメに当たる者を確定し得なかったことによって、ヲトヒメをそのままミチノウシの女の名として位置づけたのではなかろうか。『記』のミチノウシの女に関する所伝は「エヒメ」「ヲトヒメ」を基準にしたものとみられる。垂仁記の後妃子女の条にヲトヒメが見えないのは、上記のヲトヒメの性格からして、当然のことであろう。

ミチノウシの女として伝えられる者は、ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・マトノヒメ・タカノヒメと、「イリ」系と関係するヌバタノ（二）イリヒメ・アザミノ（二）イリヒメとに分け得る。四人という数からすれば、二人の「イリヒメ」はミチノウシの女から排されるべき者のように思われる。また、垂仁は父系ではヒコイマスと同世代、ミチノウシの子女はヒコイマスの孫ないしそれと同世代の者とされていたとみられることも、垂仁と通ずる「イリヒメ」に問題があることを示しているようである。但し、母系では垂仁は本来ヒコイマスの子の世代に当たる者であったと考えられる（黒田，1996年b）ので、全面的に問題があるというわけでもない。ともかく、ミチ

ノウシの女として二人の「イリヒメ」が位置づけられたことが、ミチノウシの子女についての幾つかの伝承が生ずることになった一因であることは認められるであろう。

『記』が全ての所伝でタカノヒメをミチノウシの女から排除しているのはそれが開化妃として位置づけられていることによること、また、マトノヒメが『記』の後妃子女条に現れていないのは返送されたという伝承と対応するものであることは前述のとおりである。

ウタゴリヒメについてはどうか。ウタゴリヒメも返送されたというのは、サホヒメの言中にサホヒメがミチノウシの女エヒメ・ヲトヒメ二人を喚すよう垂仁に進言したとあることと関係するのではなかろうか。后妃子女の条に見えないのは当然であるが、開化記の系譜にも現れていないことは不審である。開化記ではウタゴリヒメの代わりにミカドワケが位置づけられているかの如くである。タニハノミチノウシとヒコタタスとが合体されたことによって、両者それぞれの子女とされていた者がまとめられたことは推測し得るところである。従って、タニハノヒコタタスミチノウシの『記』に伝えられる系譜、及びそれと対応するタニハノミチノウシの『紀』の系譜には、元来のヒコタタスとタニハノミチノウシそれぞれの系譜が何らかのかたちで反映しているとすべきである。ミカドワケを含めて五子女である（「イリヒメ」を除く）が、どのように分け得るであろうか。

ミカドワケを含めて五子女となるにもかかわらず、開化記で四子女と記されていることは、ヒコタタスとタニハノミチノウシのいずれかの子女が四人であったことによると思われる。タカノヒメは、言うまでもなく、丹波（丹後）の地名竹野郡そのものに基づく人名であるから、タニハノミチノウシの女とされていたとしなければならぬ。マトノヒメは大和国添上郡の満登庄（『東大寺要録』巻六封戸水田章8）、現在の奈良県山添村的野に関係する人名ではなかろうか。大和の地名に関わるものとするれば、マトノヒメは丹波とはつながらないように思う。しかも、山添村は和珥氏と密接に関わる奈良市の東隣であることから、ヒコタタスの女という位置が想定される。

ヒバスヒメ・ウタゴリヒメとミカドワケについては地名との関係からのみでは推定も難しいが、ヒコタタスとタニハノミチノウシのいずれかの子女が四人であったとみられるので、それらは兄弟姉妹とされていたと考えられる。タニハノミチノウシの子女が四人とされていたとすれば、王統譜に組み入れられているとはいえ、地方豪族に関わる者の子女が四人も位置づけられていたことについては理由があったとみるべきである。その理由として想定できるのは、氏族の始祖伝承や王族の妃という位置にあるということである。しかし、ミカドワケには後裔氏族が伝えられず、ウタゴリヒメは妃とはされていない

い。ヒバスヒメ・ウタゴリヒメ・ミカドワケは、マトノヒメとともに、ヒコタタスの子女とされていたのではなからうか。このようにみるならば、ウタゴリヒメの「ウタ」は大和国宇陀郡との関係も想像されてくる。

タカノヒメの生母は『記』がタニハノヒコタタスミチノウシの妃とするタニハノマスノイラツメとみるのが良いであろう。また、タカノヒメが開化妃とされたことについては、それが開化の原型であるワカヤマトネコとヒコオホヒヒのいずれかの妃であったことによると思われる。いずれかと言えば、タニハノミチノウシの父がヒコムスミであったとみられ（黒田，1991年），タニハノミチノウシがヒコタタスと合体されたように、「ヒコ+某」形式の人名との関係が知られることから、ヒコオホヒヒ妃であった可能性の方が大きいのではなからうか。

ヒバスヒメは、前述のように、ヤマトタラシヒコ妃でオホタラシヒコ生母とみられるが、他に子女が位置づけられていたであろうか。ヒバスヒメ所生と伝えられるのはイニシキイリヒコ・景行・オホナカツヒコ（『記』）・オホナカツヒメ（『紀』）・ヤマトヒメ・ワカキノ（二）イリヒコである。オホナカツヒコはヤマトタケルの子、オホナカツヒメはヤマトタラシヒコの女、ヤマトヒメはチツクヤマトヒメとして伝えられる崇神の女が分立された者である（前著）。イニシキイリヒコとワカキノ（二）イリヒコは崇神・垂仁の「イリ」と通ずる者であるからヒバスヒメ所生とされていたとは考え難いのであり、前著の如く、ヌバタノ（二）イリヒメやアザミノ（二）イリヒメの所生というのが相応しいであろう。ヒバスヒメ所生とされている者ではオホナカツヒメに可能性があるということである。また、オホタラシヒコの弟とされていたとみられるワカタラシヒコも、その名の類同性からして、同様である。なお、前著では、「天皇記」段階で、イニシキイリヒコと景行がヌバタノ（二）イリヒメ所生、ワカキノ（二）イリヒコがアザミノ（二）イリヒメ所生とされていたと推測したが、このことは、ヌバタノ（二）イリヒメ・アザミノ（二）イリヒメをミチノウシの女として位置づけたこととともに、訂正しなければならない。

マトノヒメは、所生子女は伝えられないが、垂仁妃とされているので、ヒバスヒメと同様、大王ないしそれに準ずるような者の妃として位置づけられていたと推測される。所生子女が見えないことは、本来位置づけられていた者が他者の所生に変改されたことを示すと思う。ヒバスヒメとともに垂仁妃と伝えられることに基づくならば、マトノヒメはヤマトタラシヒコ妃とされていたことが考えられるが、所生子女はやはり不明である。

ウタゴリヒメとミカドワケについては、それぞれ夫妻関係が設定されていたか否かは全く不明である。

ヒコイマスーミチノウシーヒバスヒメ・タカノヒメ等という系譜は、ヒコイマスーヒコタタスーヒバスヒメ等と、ヒコムスミータニハノミチノウシータカノヒメという二つの系譜が合体されたものであり、オホタラシヒコは前者に関わって位置づけられていたということである。

オホタラシヒコと対をなすオホタラシヒメについては、ヒコイマスの子ヤマシロノオホツツキマワカの女とされていたことは前著で指摘したが、生母は未だ明らかになっていない。本来ならばここで論述すべきであるが、丹波系・息長氏系系譜の検討を踏まえなければならぬので、検討は別稿で果たすこととし、オキナガタラシヒメの生母として伝えられるカヅラキノタカヌカヒメが想定されることだけを記しておく。

#### IV 「タラシヒコ」「タラシヒメ」の成立

前著で「タラシ」を有する人名の成立を欽明～敏達段階と考えた。その根拠はイカタラシヒコ・イカタラシヒメ・ヤマトタラシヒコ（孝昭の原型）がイカヒコ・イカヒメ・〔オホ〕ヤマトヒコから分立されたとみられることである。「某+ヒコ」形式の人名が多氏と関係する（黒田，1996年a）ことも、これら「タラシ」三人名の成立を欽明～敏達段階とみることを支持すると思う。多氏関係系譜が欽明～敏達段階で変改されたと考えられる（前著）からである。しかし、他の「タラシ」も同様とできるか否かは再検討の余地がある。ヤマトタラシヒコらが原型を有する「地名+タラシ」形式の人名であるのに対し、オホタラシヒコ・オホタラシヒメ・ワカタラシヒコ・ワカタラシヒメ・タラシナカツヒコは「大」「若」「中」という抽象的な要素しか含まないものであり、同列には論じ得ないところもあるとみられるからである。

孝安の兄で和珥氏の始祖とされるアメノオシタラシヒコ（『記』）・アマタラシヒコクニオシヒト（『紀』）の原型アマタラシヒコ（前著）も、「某+ヒコ」を原型としないことでは、オホタラシヒコ等と同系に分類され得るが、関係するとみられるものは存在する。それは『隋書』倭国伝に「倭王、姓阿每、名多利思比孤」とあることから、倭王が名乗っていたことが明らかである「アマタラシヒコ」という称である。原型と言うよりも、倭王の称そのものが和珥氏の始祖名とされているのであり、このことは欽明朝頃には「アマタラシヒコ」なる倭王の称が既に成立していたことを示すとともに和珥氏の勢力の程も窺わせるが、後者についてははとまかく、アマタラシヒコは、イカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコとともに安閑・宣化・欽明の系譜に基づいて位置づけられている（前著）ので、欽明～敏達段階で王統譜に登場したと考

えるのが良いと思う。

タラシナカツヒコは、欽明～敏達段階で、「ナカツヒコ」で共通するオホナカツヒコ・クヒマタナカツヒコとともに、安閑・宣化・欽明の系譜に基づきながら、ヤマトタケルの子とされ、その女とされたカグロヒメはオシロワケ妃で雄略生母オシサカノオホナカツヒメの母に位置づけられていた（前著）。雄略生母の系統を造作するためにタラシナカツヒコが作られたことが考えられるとすれば、その時期は欽明～敏達段階とみられる。

雄略皇女として伝えられる〔イモ〕ワカタラシヒメがワカタラシヒコ妃で、ヤマトタケルの女とされていたと前著で推測した。その根拠は、ヤマトタケルの原型たる雄略の女にイモワカタラシヒメが伝えられるが、このワカタラシヒメは、オホタラシヒコとオホタラシヒメとの関係からしても、ワカタラシヒコ妃の名として相応しいことである。しかし、ヤマトタケルの女としてのワカタラシヒメの生母については未だ推測し得るところを述べていないので、先ずこのことについて触れておこう。雄略皇女ワカタラシヒメは、現系譜では清寧の同母妹で葛城カラヒメ所生とされるが、清寧の生母としては、『記』に財王、『紀』に財皇女と記される反正皇女で、雄略紀に皇后クサカハタヒメの更名とあるタチバナヒメの方が本来的である（前著）。なお、カラヒメは蘇我満智の妻とみるのが良さそうである（黒田，1997年）。雄略后・反正皇女タチバナヒメが生母ヲトヒメと合体されてヤマトタケル妃として架上されたのがヲトタチバナヒメとみられる（前著）ので、ヤマトタケルの女ワカタラシヒメはヲトタチバナヒメ所生とされていたことが考えられる。

しかし、このようなヤマトタケル・ヲトタチバナヒメーワカタラシヒメと雄略・タチバナヒメーイモワカタラシヒメの両系譜の関係には問題もある。ヤマトタケル・ヲトタチバナヒメが雄略・タチバナヒメが架上された者であるのに対し、ワカタラシヒメは、ワカタラシヒコ妃として造作された者であるとすれば、逆にヤマトタケルの女から雄略皇女に変改されたことになるが、複数の同一人名や関係する人名が存在する場合、一般的に、古い時代に位置づけられている者は新しい時代の者が架上されたとみるのが妥当であり（前著に実例を列挙）、ワカタラシヒメだけが例外となるからである。「〔イモ〕ワカタラシヒメ」を雄略皇女の実名となし得ないことは当然であるとしても、雄略皇女の通称あるいは地位・身分を示すものと考えすることは不可能であろうか。

雄略皇女と伝えられるのはこの〔イモ〕ワカタラシヒメとカスガノオホイラツメであるが、カスガノオホイラツメは『記』『紀』編纂段階で雄略皇女として造作されたと考えられる（黒田，1996年b）。『記』『紀』に見

える雄略皇女で本来の者は存在しないのであるが、履中の女や孫とされるイヒトヨは雄略皇女であったことが想定される（黒田，1990年b，1997年）。イヒトヨが履中系に変更されたことによって、その別称であったワカタラシヒメが独立して雄略皇女名として伝えられているという想定は如何か。この場合、「ワカタラシヒメ」とは何かが問われるが、「アマタラシヒコ」が倭王の称であったことからすれば、倭王に準ずるような女性が「タラシヒメ」と称されたことが考えられる。イヒトヨは清寧の後継者であり、大王となったとまでは断定できないとしても、少なくともそれに準ずる者である（黒田，1990年b）。オホタラシヒメを原型とするオキナガタラシヒメが「天皇」に準ずる者として現れることを勘案すれば、イヒトヨがワカタラシヒメと称されたという推測は可能であろう。

イヒトヨが履中系に位置づけられたのは継体段階とみられる（黒田，1997年）ことからすれば、イヒトヨはそれ以前に「ワカタラシヒメ」などと称されていたという想定が良さそうではある。イヒトヨが履中系に位置づけられ、ワカタラシヒメは元のままで残されたと考えることができるからである。しかしこの場合、オホタラシヒメを如何に考えるかが問題となる。想定されるのは、オホタラシヒメも誰かの別称であったことと、ワカタラシヒメなる称に基づいてオホタラシヒメが造作されたことである。前者の場合は、オホタラシヒメはワカタラシヒメの姉というのが相応しいが、イヒトヨには姉妹が考えられない。後者については、ワカサザキ（武烈）に基づいてオホサザキ（仁徳）が造作されている（前著）ことを想起させるが、実名ではなく通称的なものないし身分的称号というところに疑問を覚える。オホタラシヒメとワカタラシヒメは同時に造作されたとみるのが良いのではなかろうか。ワカタラシヒメはイヒトヨの代わりに雄略皇女とされるとともにヤマトタケルの女でワカタラシヒコ妃ともされ、オホタラシヒメはオホタラシヒコ妃として位置づけられたということであるが、その時期としては継体朝を想定すべきであろう。

オホタラシヒコ・ワカタラシヒコに関わる継体段階の系譜はどのように考えられるか。オホタラシヒコ・ワカタラシヒコの父としては、欽明～敏達段階でヤマトタラシヒコが考えられるとすれば、後者の原型〔オホ〕ヤマトヒコが先ず想定されるが、生母との関係が問題となる。生母は、前述のように、欽明～敏達段階で、ヒコイマスの子ヒコタスの女ヒバスヒメが位置づけられていたとみられるので、継体段階でもヒバスヒメを考えることはできるであろう。しかし、ヒバスヒメをヒコイマス孫・ヒコタス女とすれば、継体段階の王統譜と推定したもの（第2図，黒田，1996年a）では、オホタラシヒコは、





ラシ」を付したヤマトタラシヒコ・イカタラシヒコが分立された事情として、オホタラシヒコが〔オホ〕ヤマトヒコ・イカヒコ等と関係していたことが考えられるのではなからうか。やはり、〔オホ〕ヤマトヒコの子としてオホタラシヒコが位置づけられていたとみるのが良いと思う。〔オホ〕ヤマトヒコは崇神（原型）の異母兄弟とされていたとみられる（黒田，1996年a）のでオホタラシヒコは垂仁と同世代になることも、このことを支持するように思うが、オホタラシヒコが造作されなければならなかった理由が問われる。

オシロワケは架空の存在と単純に考え得ない者であり、ミマキイリヒコ・イクメイリヒコ等「イリヒコ」「イリヒメ」も同様である。しかるに、オシロワケは、元来、「イリヒコ」の系統に位置づけられず、また、ヒコフツオシノマコト―ヒコイマス系にも位置づけられなかった。このことは、「イリ」系及び和珥氏系と「ワケ」系とが、少なくとも父系では、つながりがなかったことによると思われる。これに加えてオシロワケに先立つ系譜が辿れなかったというような事情によって、〔オホ〕ヤマトヒコの系統の者としてオシロワケが王統譜に位置づけられたとみられるのである。しかし、単にオシロワケが「イリ」系や和珥氏系と異なることを示すだけならば、オシロワケを〔オホ〕ヤマトヒコの子とすれば良かった筈である。オホタラシヒコが造作されて両者の間に位置づけられたことについては他にも理由を求めなければならない。オホタラシヒコは、少なくとも父系では、垂仁・ヒコイマスと同世代である。「タラシヒコ」が大王の称たる「アマタラシヒコ」に基づくものとみられることからすれば、オホタラシヒコが大王とされていたことは疑い得ない。しからば、大王位は垂仁から同世代のオホタラシヒコを経て後者の子オシロワケへと継承されたことになるが、これだけでは殊更にオホタラシヒコを位置づける必要はない。〔オホ〕ヤマトヒコの子としてのオシロワケは垂仁と同世代であるからである。

「タラシ」と和珥氏系との関係が密接であることからすれば、オホタラシヒコは、父系では多氏と関わるが、母系は和珥氏とつながる者とされていたとみられるので、その生母としてはやはりヒバスヒメを考えるのが良いように思う。ヒバスヒメは、ヒコイマスの孫とする現系譜では、オホタラシヒコの孫・ヒコタタスの子の世代になる。ヒコイマスとヒコタタスとは、いずれを父や子とするかはともかく、父子の人名として相応しいものである。このことはヒコイマス・ヒコタタスの一方が他方を基に造作されたことを想像させるが、現系譜で天皇に勝るとも劣らぬ程の系譜がヒコイマスに伝えられていることからすれば、ヒコイマスを本来的とすべきであろう。ヒコイマスとヒバスヒメとの関係は、オホタラシヒコがヒコ

イマスと同世代であるから、兄弟姉妹ないし甥と姨ということが想定される。崇神后ミマツ（キ）ヒメが本来ヒコフツオシノマコトの姉妹、ヒコイマスの姨とされていたと想定できる（黒田，1996年a）ことからすれば、崇神（原型）の異母兄弟〔オホ〕ヤマトヒコ妃としてのヒバスヒメも同様の位置にあったことは考え得る。しかし、欽明～敏達段階でオホタラシヒコがヒコイマスの孫・ヤマトタラシヒコの子として位置づけられた際、ヒバスヒメがヒコイマスの女とされればヤマトタラシヒコと同世代となるにもかかわらず、ヒコタタスの女でヤマトタラシヒコと一世代ずれる存在とされた理由が問われる。元の〔オホ〕ヤマトヒコとヒバスヒメとの世代関係が反映しているのではなからうか。ヒバスヒメはヒコイマスの姉妹とされていたことが想定されるということである。

和珥氏に関わる系譜では、垂仁はヒコフツオシノマコトの姉妹ミマツ（キ）ヒメ所生、オホタラシヒコはヒコフツオシノマコトの女ヒバスヒメ所生であるから、オホタラシヒコとオシロワケはそれぞれ垂仁の子・孫の世代になる。このようなオシロワケと垂仁との世代差がオホタラシヒコの造作・架上の事情とみることはできないであろうか。継体段階でオシロワケの妃として位置づけられていたことが想定されるのは、これまでの拙稿（1996年a，1997年）及び前述（Ⅱ）のところから、それぞれ葛城氏系・和珥氏系・日向系と伝えられるヌノイロメ・タカダヒメ・カミナガヒメであるが、タカダヒメは本来多氏系であり、父コゴトは〔オホ〕ヤマトヒコの子とされていたとみられる（黒田，1997年）。タカダヒメはオシロワケの従姉妹の位置にあり世代は一致しているが、ここで注意したいのがコゴトである。「コゴト」の名義は不明であるが、中臣氏の遠祖としてコゴトムスヒが神代紀第七段一書第三に伝えられる。中臣氏の祖タケミカヅチと同名の者が〔大〕三輪氏の祖名に伝えられる（崇神記）ように中臣氏は三輪と関係するのであり、同じ三輪と多氏とが密接に関わる（黒田，1996年a）ことからすれば、両氏は本来密接な関係にあったことが推測される。タカダヒメの父コゴトはコゴトムスヒなる神名と一致するとみられるのである。このことはタカダヒメが元来多氏系であったことを証左するが、〔オホ〕ヤマトヒコ等「某+ヒコ」形式の人名も多氏とつながるものであり、姨甥婚も設定されているにもかかわらず、コゴトがタカダヒメの父に位置づけられたことには理由があったとすべきである。〔オホ〕ヤマトヒコは子女の世代のヒバスヒメを妃としているが、ヒバスヒメの父ヒコフツオシノマコトと同世代ということからすれば、タカダヒメは〔オホ〕ヤマトヒコの女とされればオシロワケの祖父の世代の者となる。このことがタカダヒメの父としてコゴトが位置づけられた理由ではなからうか。オシロワケ

が垂仁の孫と同世代の存在とされていた（伝えられていた）ことがオホタラシヒコの造作・架上の理由であったことを傍証するものと思う。

オホタラシヒコ妃であるオホタラシヒメの位置づけについてはどうか。オホタラシヒメは欽明～敏達段階でヒコイマスの孫・ヤマシロノオホツツキマワカの女とされていたと推測される（前著、黒田、1996年b）。オホタラシヒメは、正しく造作された者であることからすれば、継体段階でオホタラシヒコと殊更に異世代婚となるようにヤマシロノオホツツキマワカの女とされた理由が問題となる。しかし一方、ヒコイマスーヤマトタラシヒコーオホタラシヒコという系譜では、オホタラシヒメがヒコイマスの女であっても、姨甥婚は他にも設定されており問題とはし得ないので、ヤマシロノオホツツキマワカの女とされた事情が問われる。ヒコイマスの女と孫のいずれを想定すべきであろうか。いずれにせよ、ヤマシロノオホツツキマワカに関わるが、別稿で検討するように、ヤマシロノオホツツキマワカは息長氏の系譜との関係が想定されるとともに、ヒコイマスではなくヒコユムミの子とされていたとみられるので、オホタラシヒメは元来ヒコイマスの女として位置づけられていたと考えられる。

上記の如く、オホタラシヒコの造作・架上はオシロワケを〔オホ〕ヤマトヒコ系とすることとの関係で考え得るが、それだけならばワカタラシヒコが位置づけられる必要はない。ワカタラシヒコが造作されたのには当然理由があるとしなければならない。『記』に成務皇子として位置づけられるワカヌケは継体の祖で応神皇子とされるワカヌケフタマタの原型であり、息長氏の始祖とされていた（前著）。このことからすれば、息長氏をオシロワケ系と結びつけるべくワカタラシヒコが架上されたとみることができる。しかし、息長氏は継体と関係し、継体はオシロワケ系とは異なる雄略系とつながっていた（黒田、1990年）のであるから、オシロワケ系と関係する者としてワカヌケが位置づけられた理由が問われる。

ワカヌケの本来の生母と前に想定したのはフタチノイリヒメであるが（黒田、1996年a）、ワカヌケが元よりワカタラシヒコの子とされていたとすれば、生母として相応しいのはワカタラシヒメである。ワカタラシヒコは、〔オホ〕ヤマトヒコの子ということでは、垂仁と同世代であるから、ワカタラシヒメをヤマトタケルの女とした前著の想定は問題であるようにもみえる。しかし、ワカタラシヒコは、ミマキイリヒコの同世代であるヒコフツオシノマコトの女ヒバスヒメ所生とみられるので、母系では、ヤマトタケルと同世代であり、しかも、ヤマトタケルの父イクメイリヒコの生母ミマツ（キ）ヒメはヒコフツオシノマコトの姉妹とされていたとみられる（黒田、

1996年a）のであるから、ワカタラシヒコ妃ワカタラシヒメがヤマトタケルの女として位置づけられていたとしても不審とはし得ない。やはり、雄略と〔イモ〕ワカタラシヒメとの父女関係からしても、ワカタラシヒコ妃ワカタラシヒメは前者をモデルとしたヤマトタケルの女とされていたと考えられる。

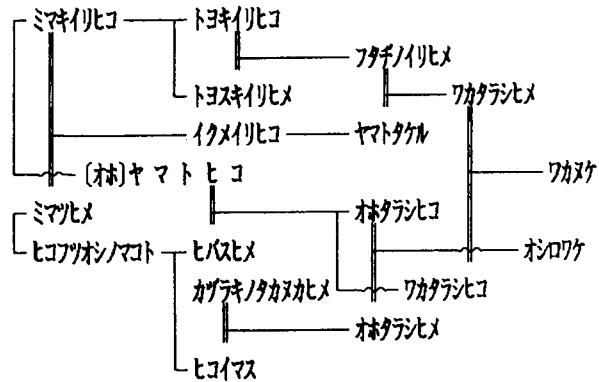
ワカタラシヒメの生母としては誰が相応しいか。当ワカタラシヒメが雄略皇女として現系譜に伝えられるイモワカタラシヒメと関係するとみられることからすれば、雄略の系譜との関係で考えることが可能と思う。雄略皇女イモワカタラシヒメは清寧の同母妹であり、清寧は葛城カラヒメ所生とされる前は反正皇女タチバナヒメ所生とされていた（黒田、1997年）。このタチバナヒメはヤマトタケル妃ヲトタチバナヒメの原型であることからすれば、ワカタラシヒメはヲトタチバナヒメ所生とされていたと考え得る。しかし、タチバナヒメは多氏と関わるタクハタヒメに代わって雄略妃（后）とされたことが想定される（黒田、1996年a）ので、元来の系譜とは見なし難いと思う。「イリ」を名に有する者は多氏とつながるとみられる（黒田、1996年a）ので、元来の雄略関係系譜との関係では、フタチノイリヒメが相応しい。

フタチノイリヒメは垂仁皇女イハツクヒメの亦名として垂仁記に現れているが、『紀』では、仲哀条で垂仁皇女と見えるに過ぎず、イハツクヒメも現れていない。「イリ」から見れば、垂仁皇女としてはイハツクヒメよりもフタチノイリヒメの方が相応しいが、『紀』ではフタチノイリヒメの出自は仲哀条でしか知られないのである。このことはフタチノイリヒメが本来垂仁皇女として位置づけられていたことを疑わせる。『紀』では天皇の孫以降の系譜は説話部分以外には明記せず、『記』も孫以後にまで触れるのは氏族の始祖や後の天皇と関係する者が殆どである。フタチノイリヒメは、本来、現系譜に天皇として現れる者の女として位置づけられてはいなかったのではなかろうか。垂仁皇女という世代からすれば、崇神の孫、「イリ」との関係ではトヨキイリヒコやヤサカノイリヒコの女という位置が考えられる。しからば、いずれの位置にせよ、フタチノイリヒメはヤマトタケルの従姉妹となり、雄略とタチバナヒメやタクハタヒメとの関係と相通ずる。従って、ワカタラシヒメの生母としてはフタチノイリヒメを考えて良いように思う。なお、フタチノイリヒメはトヨキイリヒコとトヨスキイリヒメとの間の女と想定されることは別稿で述べる予定である。

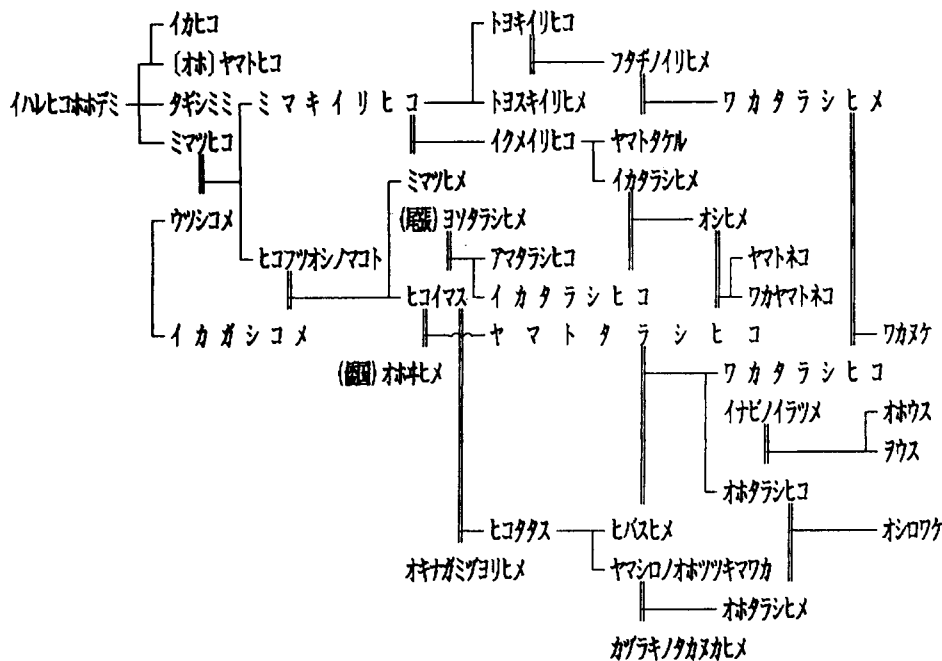
以上のように、息長氏の祖ワカヌケは、母系では、ヤマトタケルの孫であり、ヤマトタケルを介して雄略とつながる。ワカヌケのワカタラシヒコとワカタラシヒメとの間の子という位置は、息長氏がオシロワケ系・雄略系と対等であることを示すものとなる。

継体段階における「タラシ」に関わる系譜をまとめると〔第3図〕のようになる。また、上記の検討に基づいて〔第1図〕を欽明〜敏達段階のものとして変更したのが〔第4図〕である。

〔第3図〕



〔第4図〕



V 「タラシヒコ」「タラシヒメ」の分立

欽明〜敏達段階でのイカヒコ・イカヒメ・〔オホ〕ヤマトヒコからのイカタラシヒコ・イカタラシヒメ・ヤマトタラシヒコの分立は系譜の変改に伴うものであるが、改変の具体的な事情については未だ明らかにはなっていない。ここで考えてみることにしたい。

イカヒコと〔オホ〕ヤマトヒコの関係はイカタラシヒコとヤマトタラシヒコとのそれに利用されている。両者の違いの一つは、前二者が同じ人名形式のイハレヒコの子

であるのに対し、後二者が人名形式の異なるヒコイマスの子とされていることである。ヒコイマスは和珥氏系であるから、オホタラシヒコ・オシロワケやヤマトネコ・ワカヤマトネコを和珥氏系とするためにイカタラシヒコ・イカタラシヒメ・ヤマトタラシヒコが分立されたとみることはできる。しかし、和珥氏系とするためだけであれば、多氏に関わるイハレヒコと和珥氏系のヒコホホデミとが合体されたとみられる(黒田, 1994年)のであるから、イカヒコ・〔オホ〕ヤマトヒコ等を和珥氏系とすることもできた筈である。他にも理由があったとしないといけない。

〔第3図〕と〔第4図〕とで大きく異なることとしては、〔オホ〕ヤマトヒコ・イカヒコ・イカヒメからヤマトタラシヒコ・イカタラシヒコ・イカタラシヒメが分立されたことその他、先ずミマキイリヒコからミマツヒコが分立されてその父として位置づけられたことと、イハレヒコとヒコホホデミとが合体されたことを挙げる事ができる。前者については、多氏系の始祖タギシミをミマキイリヒコと切り離すためにミマツヒコが分立され、タギシミがミマツヒコの兄弟とされたとみられ(前著)、後者はミマキイリヒコ系を和珥氏系とすることとの関係が想定される(黒田, 1994年)。このような変改によって、イカヒコや〔オホ〕ヤマトヒコは元のイハレヒコとの父子関係に基づいて、イハレヒコホホデミ=神武の子でミマキイリヒコの伯叔父に位置づけられたが、ミマツヒコの子でミマキイリヒコの兄弟とされなかったことについては「某+ヒコ」が多氏と関係する者であったことも関係しているともみることが可能である。

この変改によって、〔オホ〕ヤマトヒコは、系譜上の位置づけからしても、ヒバシヒメの祖父と同世代になるので、両者は夫妻とされ得なくなったことが考えられる。イカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコ等の分立はこのことと関係するのであろう。しからば、それらがヒコイマスの子とされた事情は如何か。前述のように、それらを和珥氏系とすることと関係するとみることが容易である。しかし、何故ヒコフツオシノマコトの子という位置ではなく、ヒコイマスの子とされたかが問題である。ヒコフツオシノマコトの子とされれば、ヤマトタラシヒコとヒ

バスヒメとは同世代（異母兄弟姉妹）となり、両者の夫妻関係に問題が生じないからである。ここで注意したいのがミマツ（キ）ヒメがヒコフツオシノマコトの姉妹から女に変更されていることである。ミマツ（キ）ヒメの位置が変更されたのはミマキイリヒコとの血縁関係を欽明のそれに似せて造作された（黒田、1996年b）ことによると思われる。これによってイクメイリヒコはヒコフツオシノマコトの子の世代から孫の世代に、ヒコイマスと同世代から子の世代に変更されることになった。一方、オホタラシヒコとワカタラシヒコはヒコフツオシノマコトの孫から曾孫に変更されているが、父系ではヤマトタケルと同世代であり、元の系譜と同じ世代関係になっている。ここにヤマトタラシヒコ等がヒコフツオシノマコトの子ではなくヒコイマスの子とされた理由の一つを求めることができるように思う。しかし、ヤマトタラシヒコをヒコフツオシノマコトの子とし、ヒバスヒメをヒコイマスの女とすればオホタラシヒコ等は母系ではヤマトタケルと同世代になり、しかも元の系譜との類似性はこの方が大きい。ヤマトタラシヒコは現系譜ではヤマトタラシヒコクニオシヒト（孝安）として天皇とされているので、欽明～敏達段階の王統譜でも同様であったとみられるのであり、大王位はイクメイリヒコからヤマトタラシヒコに移ったとされていたと思われる。しからば、ヤマトタラシヒコ等がヒコフツオシノマコトの子とされていたとすれば、子の世代の者から父の世代の者へ大王位が移ったことになり不自然である。これがヤマトタラシヒコ等がヒコイマスの子として位置づけられた理由と考えるべきであろう。

上述の如きイカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコ及びオホタラシヒコ・ワカタラシヒコの位置づけに伴い、それぞれに関係する者の位置づけも造作・変更された。イカタラシヒメは元のイカヒコとイカヒメとの一世代異なる関係からイクメイリヒコの女、ヒバスヒメも同様にヤマトヒコの子の世代からヒコイマスの孫でヒコタタスの女とされたとみられる。

### むすびにかえて

以上、「タラシ」を有する人名の系譜について再考を行った。「タラシ」人名は継体段階でオホタラシヒコ・ワカタラシヒコ・オホタラシヒメ・ワカタラシヒメが王統譜に登場し、欽明～敏達段階で「地名+ヒコ」人名から「地名+タラシ」人名が分立され、アマタラシヒコ・タラシナカツヒコが造作されるとともに、前段階の「タラシ」の位置づけが変更された（その後の「天皇記」や『記』『紀』で更に変改が加えられたことは勿論である）というのが本稿の結論である。

なお、イカヒコの兄として位置づけられていたシキツヒコ（黒田、1996年a）を基に「シキタラシヒコ」の如き人名が造作・分立されず、アマタラシヒコがイカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコの兄で和珥氏系の祖とされたのは、「アマタラシヒコ」が倭王の称そのものであり、和珥氏系の祖名として相応しいことによると思われる。また、タラシナカツヒコは「ナカツヒコ系譜」との関係で造作されたことは前著で述べたが、「タラシ」を含む人名である理由が問われる。タラシナカツヒコが雄略等の生母カグロヒメの父とされたこととの関係は想定されるが、未だ明確な解答を見出し得ていない。後考に俟ちたい。

### 参 考 文 献

- 黒田達也 『古代の天皇と系譜』（校倉書房、1990年a）  
 「后妃伝承をめぐって—五世紀中葉～六世紀中葉の政治状況との関係で—」（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』〈以下『紀要』と略記〉24 1990年b）  
 「『ヒコ+某』形式の人・神名とその特徴」（『紀要』25 1991年）  
 「アメノオシホミから神武に至る系譜の形成」（『紀要』28 1994年）  
 「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（『紀要』29 1995年a）  
 「眉輪王の変とその関係系譜をめぐって」（『日本古代国家の展開』上所収、思文閣出版、1995年b）  
 「多氏と王統譜」（『紀要』30 1996年a）  
 「和珥氏関係系譜についての再検討」（『日本書紀研究』第20冊所収、塙書房、1996年b）  
 「葛城氏系后妃についての再検討」（大山喬平先生退官記念論集『日本国家の史的特質』所収 思文閣出版 1997年）  
 塚口義信 『神功皇后伝説の研究』（創元社、1980年）

（1997年12月15日 稿了）